

場立人等使用要領

市場における各部の仲卸業者及び売買参加者の場立人の地位を明確にし、売買取引の明朗かつ公正を期し、市場業務運営の能率化を図るため、場立人等の使用については、この要領によって行うものとする。

1 使用対象

場立人を使用しようとする者は、市場における仲卸業者の許可を受けた者及び売買参加者の届出をした者又はこれらの者の従業員であってその業務に専念するものでなければならない。又、仲卸業者及び売買参加者は、場立人が疾病又は長期不在等の場合において、卸売業者の行う卸売の相手方としての業務を一時的に代行する場立代行人を置くことができる。

2 欠格条項

次の各号のいずれかに該当する者は、場立人及び場立代行人となることができない。

- (1) 破産者で、復権を得ないもの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法（昭和46年法律第35号）の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わった日又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
- (3) 市場の場立人の停止を受け、その停止の日から起算して3年を経過しない者

3 資格要件

場立人及び場立代行人の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 取引業務についての技能を有し、かつ、継続して現場の実務に2年以上従事した者でなければならない。
- (2) 年齢20歳以上の者でなければならない。

4 員数

新たに施設使用許可を受けた又は届出をした年度における場立人の員数は、仲卸業者については3人以内、売買参加者については、青果部が1人、水産物部が2人以内とする。場立代行人の員数は、場立人の員数と同数以内とする。

(1) 仲卸業者

青果部		水産物部	
前年度取引金額	員数	前年度取引金額	員数
2億円未満	3人以内	2億円未満	3人以内

2億円以上 4億円未満	4人以内	2億円以上 5億円未満	4人以内
4億円以上 6億円未満	5人以内	5億円以上	5人以内
6億円以上 8億円未満	6人以内	6億円以上	6人以内
8億円以上	7人以内	8億円以上	7人以内

(2) 売買参加者

青果部		水産物部	
前年度取引金額	員数	前年度取引金額	員数
2,000万円未満	1人		
2,000万円以上 1億5,000万円未満	2人以内	1億5,000万円未満	3人以内
1億5,000万円以上 5億円未満	3人以内	1億5,000万円以上 5億円未満	4人以内
5億円以上 6億円未満	4人以内	5億円以上	5人以内
6億円以上 7億円未満	6人以内	6億円以上 7億円未満	6人以内
8億円以上	7人以内	8億円以上	7人以内

5 届出

場立人又は場立代行人を使用しようとする者は、場立人・場立代行人使用届出書（要領様式3）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。但し、仲卸業者若しくは売買参加者が場立人又は場立代行人を使用しようとする場合の届出は、所属組合を経由するものとする。

- (1) 誓約書（場立人・場立代行人）（要領様式4）
- (2) 誓約書（場立人・場立代行人を使用する者）（要領様式5）
- (3) 履歴書（場立人・場立代行人）
- (4) 市町村が発行する身分証明書（場立人・場立代行人）
- (5) 住民票（場立人・場立代行人）
- (6) その他市長が必要と認める書類

6 場立人の表示

場立人は、せり参加中は、場立人であることが容易に判別できるようにしなければならない。
場立代行人が業務を代行する場合も同様とする。

7 場立行為の停止

場立人又は場立代行人が次の各号のいずれかに該当したときは、市長は、6月以内の期間を定めて当該場立人又は場立代行人の場立行為を停止することができる。

- (1) 場立人又は場立代行人が場立に関して、卸売担当者等と気脈を通じて不当な処置をなし、又はこれらの者と談合その他不正な行為をしたとき
- (2) 場立人又は場立代行人がそのせりに関して、卸売担当者等から金品その他の利益を収受し、又はこれらの者に贈与したとき
- (3) 場立人又は場立代行人が法令又は本市の規程若しくはこれによって行う指示に従わないとき
- (4) その他場立人又は場立代行人として不適当な行為があったと認めるとき

8 場立人又は場立代行人の使用中止

- (1) 場立人又は場立代行人を使用しなくなった場合は、場立人・場立代行人使用中止届（要領様式6）を遅延なく市長に提出しなければならない。
- (2) 仲卸業者若しくは売買参加者を廃止したときは場立人及び場立代行人の資格は消除されるものとする。なお、第1号の届出は省略できるものとする。

9 場立人と場立代行人の地位の変更

場立人と場立代行人の地位の変更の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 仲卸業者又は売買参加者が、現在使用している場立人を場立代行人に、又は現在使用している場立代行人を場立人に地位を変更しようとするときは、第5項に規定する届出をしなければならない。ただし、同項第1号から第6号に掲げる添付書類は、省略できるものとする。
- (2) 地位の変更を届出した場合は、従前の地位は消除されるものとする。

附 則

この要領は、昭和49年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、昭和56年4月1日から実施する。

- 2 改正前の場立人使用承認要領第5項の規定により承認されている場立人の員数は、当分の間、
なお従前の例による。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、昭和61年8月1日から実施する。
- 2 改正前の場立人使用承認要領第5項の規定により承認されている場立人の員数は、当分の間、
なお従前の例による。

附 則

この要領は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の実施の際、現に場立人及び場立代行人として承認を受けている者は、この要領による届出をしたものとみなす。

要領様式 4

年 月 日

(宛先) 高 松 市 長

高松市中央卸売市場 部
仲卸業者
売買参加者
〔 許可番号
届出番号 〕
住 所
氏 名 ⑩

誓 約 書

私は、このたび高松市中央卸売市場 部 場立人 場立代行人 として場立を行うにあたっては、市場関係法令及び市の諸規程を守り誠実に取引します。

もし、関係規程に違反したり、その他不都合があった場合には、相当の処分を受けても何等異議を申しません。

上記のとおり誓約します。

要領様式6

年 月 日

(宛先) 高 松 市 長

高松市中央卸売市場 部
仲卸業者
売買参加者

許可番号
届出番号

住 所

名称及び

代表者氏名

印

場立人
場立代行人

使用中止届

次のとおり 場立人 ・ 場立代行人 の使用を中止しましたので、場立人等使用要領の規定により届けます。

許 可 届 出 番 号	氏 名	住 所	理 由